

平成24年度 石川県水防計画の主な修正(案)

水防法の一部改正に伴い、目的等に洪水、高潮に加え、新たに「津波」が明記されたことにより、本県の水防計画を見直し、津波防災に関する事項を追加した。

【水防法】第一条（目的）

この法律は、洪水、津波又は高潮に際し、水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第二条の7

「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第七条の2

都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

■ 新たに水防計画に追加する内容

(1) 津波による水防警報の発表 【総則編P2】

洪水、津波または高潮によって災害がおこるおそれがあると認めるときに、水防警報を発表する。

(2) 水防活動従事者の安全配慮 【総則編P8】

洪水、津波または高潮のいずれにおいても、水防活動従事者の安全確保に留意して水防活動を実施する。

(3) 「津波」による水防警報の発表基準

発表基準及び内容

【総則編P44】

種類	発表基準	内容
待機	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。
出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川、海岸状況が解消したと認めるとき。	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

* 国土交通省 防災課 「水防計画策定の手引き(案)」 準拠